

# 財産形成預金規定集

- 一般財形預金
- 財形年金預金
- 財形住宅預金



(2021年4月12日)

お客様へ

いつも南日本銀行をご利用いただき、まことにありがとうございます。

お預入れいただきました財産形成預金は、その種類に応じ、本規定集に記載した規定によりお取扱いいたします。

つきましては、ぜひご熟読のうえ、お備えおきくださるようお願い申し上げます。

各取引に共通する規定 .....	2 頁
一般財形預金規定 .....	4 頁
財形年金預金規定 .....	5 頁
財形住宅預金規定 .....	7 頁

## ＜各取引に共通する規定＞

### 第1条【届出事項の変更、証書の再発行等】

- (1)この財産形成預金契約の証（以下「証書」といいます。）または印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって取引店に届出てください。
- (2)前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に、届出を行わなかったことにより生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。
- (3)この証書または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは証書の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

### 第2条【印鑑照合】

証書、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認められたほか、払戻請求者が預金払戻しの権限を有しないと判断される特段の事情がないと当行が過失なく判断して行った払戻しは有効な払戻しとします。

尚、預金者は、盗難された証書を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、第6条により補てんを請求することができます。

### 第3条【成年後見人等の届出】

- (1)家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって取引店に届出てください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様に取引店に届出てください。
- (2)家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって取引店に届出てください。
- (3)すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に取引店に届出てください。
- (4)前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に取引店に届出てください。
- (5)前4項の届出の前に、届出を行わなかったことにより生じた損害については、当行は責任を負いません。

### 第4条【譲渡、質入れ等の禁止】

この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利及び証書は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。

### 第5条【保険事故発生時における預金者からの相殺】

- (1)この預金は、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質

権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2)相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。

①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、証書と届出印を持参して直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

②前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。

③第1号による指定があり、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保、保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3)相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等の期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。

(4)相殺する場合の外国為替相場については、当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5)相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

#### **第6条【盗難証書による払戻し等】**

(1)盗難証書を用いて行われた不正な預金払戻し（以下、「当該払戻し」といいます。）については、次の各号の全てに該当する場合、預金者は当行に対して当該払戻しの額およびこれにかかる利息に相当する金額の補てんを請求することができます。

①証書の盗難に気づいてから速やかに、当行への通知が行われていること。

②当行の調査に対し、預金者本人より十分な説明が行われていること。

③当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること。

(2)前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる利息に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であることおよび預金者に過失（重大な過失を除く）があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

※お客さまの「過失」となりうる場合

・証書を他人の目につきやすい場所に放置するなど、第三者に容易に奪われる状態に置い

た場合

- ・届出印の印影が押印された払戻請求書、諸届を証書とともに保管していた場合
- ・印鑑を証書とともに保管していた場合
- ・その他上記の場合と同程度の注意義務違反があると認められる場合

(3)前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、この証書が盗難された日（証書が盗難された日が明らかでないときは、盗難証書を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。

(4)第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てん責任を負いません。

①当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合

- A. 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと
- B. 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
- C. 預金者が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと

※お客さまの「重大な過失」となりうる場合

- ・他人に証書を渡した場合
- ・他人に記入・押印済の払戻請求書・諸届を渡した場合
- ・その他上記の場合と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合

②証書の盗難が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと

(5)当行が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。

(6)当行は、不正な払戻しを受けた者その他の第三者から預金者が損害賠償または不当利得返還を受けた場合には、当該返還を受けた額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。

(7)当行が第2項の規定にもとづき補てんを行ったときは、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金に係る払戻請求権は消滅します。

(8)当行が第2項の規定により補てんを行ったときは、当行は、当該補てんを行った金額の限度において、不正な払戻しを受けた者その他第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権、不当利得返還請求権を取得するものとします。

#### 第7条【預金の払戻し等における本人確認】

当該預金の払戻し等をうけることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

## 第8条【反社会的勢力との取引拒絶】

この預金口座は、第9条第3項第1号、第2号AからGおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第9条第3項第1号、第2号AからGまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

## 第9条【解約等】

- (1)この預金口座を解約する場合には、この証書を持参のうえ、当店に申出てください。
- (2)次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
  - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
  - ② この預金の預金者が第4条に違反した場合
  - ③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- (3)前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。
  - ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
  - ② 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
    - A. 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
    - B. 暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下AからBを合わせて「暴力団員等」という。)
    - C. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
    - D. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
    - E. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
    - F. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
    - G. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
  - ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合
    - A. 暴力的な要求行為

- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
  - E. その他前 A から D に準ずる行為
- (4)この預金が、当行が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額をこえることがない場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。
- (5)前3項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、証書を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

#### **第10条【規定の変更】**

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。
- (3) 前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以上

### **<一般財形預金規定>**

#### **第1条【契約の成立】**

当行は、お客様から当行所定のこの預金の申込書の提出を受け、当行がこれを承諾したときにこの預金に係る契約が成立するものとします。

#### **第2条【預入れの方法等】**

- (1)この預金は、年1回以上定期に事業主が預金者の給与から天引きして預入れるものとします。
- (2)この預金には、勤労者財産形成給付金および勤労者財産形成基金給付金を給付金支払機関または事業主を通じて預入れできるものとします。
- (3)この預金の預入れは1回100円以上とし、満期日の3か月前までとします。
- (4)この預金については、証書を発行し、預入れの残高を6か月に1回以上書面により通知します。

### 第3条【預金の支払時期】

この預金は、満期日以後に利息とともに支払います。

### 第4条【利息】

- (1)この預金の利息は、預入金額ごとにその預入日から満期日の前日までの日数について、預入日現在におけるその期間に応じた当行の店頭に掲示する自由金利型定期預金(M型)利率によって計算します。ただし、契約期間が3年以上の場合には、満期日からさかのぼって2年ごとに利息計算日を定め、その計算日において預入日または前回の利息計算日からの期間が1年以上ある預入金額については、預入日または前回の利息計算日におけるその期間に応じた当行所定の利率によって利息を計算のうえ元金に組入れます。利率は、原則として毎週第一営業日に変更します。この場合、新利率は、変更日以後に預入れられる金額についてはその預入日（すでに預入れられている金額については変更日以後の利息計算日）から適用します。
- (2)この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。
- (3)当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合、各取引に共通する規定第9条第2項および第3項の規定により解約する場合、その利息は、預入金額ごとに預入日（利息を元金に組入れたときは最後の利息計算日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。
- ① 6か月未満 解約日における普通預金の利率
  - ② 6か月以上1年未満 上記(1)の適用利率×50%
  - ③ 1年以上3年未満 上記(1)の適用利率×70%
- (4)この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

### 第5条【預金の解約・書替継続】

この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この証書とともに取引店へ提出してください。

以上

## <財形年金預金規定>

### 第1条【契約の成立】

当行は、お客様から当行所定のこの預金の申込書の提出を受け、当行がこれを承諾したときにこの預金に係る契約が成立するものとします。

### 第2条【預入れの方法】

- (1)この預金は、勤労者財産形成年金貯蓄非課税制度の適用をうけ、5年以上の期間にわたって、最終預入日まで年1回以上一定の時期に事業主が預金者の給与から天引きして預入れるものとしてします。
- (2)この預金には、最終預入日までに支払われる勤労者財産形成給付金および勤労者財産形成基金給付金を給付金支払機関、または事業主を通じて預入れできるものとしてします。
- (3)この預金の預入れは1口100円以上とします。
- (4)この預金については、証書を発行し、預入れの残高を年1回以上書面により通知します。

### 第3条【預金の種類、とりまとめ継続方法】

- (1)支払開始日は、最終預入日の6か月後の応当日から5年後の応当日の間の任意の日とし、支払開始日の3か月前の応当日を「年金元金計算日」とします。また、年金元金計算日前1年ごとの年金元金計算日の応当日を「特定日」とします。
- (2)第1条の2による預金は、1口の自由金利期日指定定期預金としてお預かりします。ただし、預入日から年金元金計算日までの期間が1年未満のときは、1口ごとに年金元金計算日を満期日とする自由金利型定期預金(M型)としてお預りします。
- (3)特定日において、預入日（継続をしたときはその継続日）からの期間が2年を越える期日指定定期預金(本(3)により継続した期日指定定期預金を含む。)は満期日が到来したものとし、その元利金の合計額を取りまとめ、1口の期日指定定期預金に自動的に継続します。
- (4)この期日指定定期預金は、この規定の定めによる以外は満期日を指定することはできません。

### 第4条【分割、支払方法】

- (1)この預金は、年金元金計算日に次により分割し、支払開始日以降5年以上20年以内の期間にわたって年金として支払います。この場合、すべての期日指定定期預金は年金元金計算日に満期日が到来したものとし、その元金と自由金利型定期預金(M型)の元金との合計額を「年金計算基本額」とします。
  - ①年金計算基本額をあらかじめ指定された支払回数で除した金額(ただし100円単位とします。)を元金として、年金元金計算日から3か月ごとの応当日を満期日とする12口の期日指定定期預金または自由金利型定期預金(M型)(以下これらを「定期預金(満期支払口)」という。)を作成します。

ただし、自由金利型定期預金(M型)の預入期間は1年未満とします。
  - ②年金計算基本額から前①により作成された定期預金(満期支払口)の元金の合計額を差引いた金額を元金として、1口の期日指定定期預金(以下これを「定期預金(継続口)」という。)を作成します。
  - ③定期預金(満期支払口)は、各々その満期日に、元金をあらかじめ指定された預金口座に入金します。
- (2)定期預金(継続口)は、満期日に前(1)に準じて取扱い、以後同様とします。この場合、前(1)に「年金計算基本額」とあるのは「定期預金(継続口)の元金」と、「年金元金計算日」とあるのは「定期預金(継続口)の満期日」と、「あらかじめ指定された支払回数」とあるのは「あらかじめ

指定された支払回数のうち定期預金(継続口)の満期日における残余の支払回数」と読み替えるものとします。ただし、残余の支払回数が12回以下になる場合には、当該定期預金(継続口)の元利金から定期預金(満期支払口)の元金の合計額を差引いた金額は、預入期間が最も長い定期預金(満期支払口)に加算します。

(3)この期日指定定期預金は、この規定の定めによる以外には満期日を設定することはできません。

## 第5条【利息】

(1)この預金の利息は、次のとおり計算します。

①預入金額ごとの預金が自由金利期日指定定期預金の場合

預入金額ごとにその預入日(継続をしたときはその継続日)から満期日の前日までの日数(以下「約定日数」という。)について、預入日(継続をしたときはその継続日)現在における次の預入れ期間に応じた利率によって1年複利の方法により計算します。

A. 1年以上2年未満

当行の店頭に掲示する「2年未満」の利率

B. 2年以上

当行の店頭に掲示する「2年以上」の利率(以下「2年以上利率」という。)

②預入金額ごとの預金が自由金利型定期預金(M型)の場合

預入金額ごとにその約定日数について、預入日における当行の店頭に掲示する利率によって計算します。

③前①、②の利率は原則として毎週第一営業日にそれぞれ変更します。この場合、新利率は、変更日以後に預入れられる金額についてその預入日(すでに預けられている金額については、変更日以後最初に継続される日)から適用します。

(2)この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3)当行がやむをえないものと認めて満期日前にこの預金を解約する場合、各取引に共通する規定第9条第2項および第3項の規定により解約する場合、その利息は次のとおり計算し、この預金とともに支払います。

①預入金額ごとの預金が自由金利期日指定定期預金の場合

預入金額ごとに預入日(継続したときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。)によって1年複利の方法により計算します。

A. 6か月未満 解約日における普通預金の利率

B. 6か月以上1年未満 2年以上利率×40%

C. 1年以上1年6か月未満 2年以上利率×50%

D. 1年6か月以上2年未満 2年以上利率×60%

E. 2年以上2年6か月未満 2年以上利率×70%

F. 2年6か月以上3年未満 2年以上利率×90%

②預入金額ごとの預金が自由金利型定期預金(M型)の場合

預入金額ごとに預入日から解約の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。)によって計算します。

A. 6か月未満

解約日における普通預金の利率

B. 6か月以上1年未満

上記(1)②の適用利率×50%

(4)この預金の付利単位は1円とし、年365日として日割りで計算します。

### 第6条【預金の解約】

やむを得ない事由により、この預金を第3条による支払方法によらずに解約する場合は、この預金のすべてを解約することとし、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この証書とともに取引店へ提出してください。

### 第7条【税金の追徴】

この預金の利息について、次の各号に該当したときは、非課税の適用が受けられなくなるとともに、すでに非課税で支払済の利息についても5年間(預入開始日から5年未満の場合は預入開始日まで)にわたり遡って20.315%(国税15.315%、地方税5%)により計算した税額を追徴します。

①規定第3条によらない払出しがあった場合。

②年金支払開始日の5年後の応当日前日までに中途解約した場合。

③分離課税扱いになった口座で、マル財限度額超過後、5年以内に規定第3条によらない払出しが行われた場合。

### 第8条【退職時等の支払】

最終預入日までに退職等の事由により勤労者でなくなったときは、この預金は、第2条および第3条にかかわらず次により取扱い、退職等の事由の生じた日の1年後の応当日の前日以後に支払います。この場合、第6条と同様の手続きをとってください。

①自由金利期日指定定期預金は、退職等の事由が生じた日の1年後の応当日の前日を満期日とします。

②退職等の事由が生じた日以後、1年以内に満期日の到来する自由金利期日指定定期預金は、その継続を停止します。

### 第9条【据置期間中の金利上昇による非課税限度額超過の場合の取扱い】

この預金の最終預入日以後に勤労者財産形成促進法施行規則第1条の4の2の規定に基づき計算した年金計算基本予定額が非課税限度額以内であるにもかかわらず、据置期間中の金利の上昇によってこの預金の元利金が非課税限度額を超過する場合には、その元加に係る利子額全額をあらかじめ指定された預金口座に入金します。

#### **第10条【最終預入日等の変更】**

最終預入日または支払開始日、もしくは支払回数を変更するときは、最終預入日までに、当行所定の書面によって当店に申し出てください。ただし、支払開始日を繰上げる場合は変更後支払開始日の1年3か月前応当日までかつ最終預入日までに、繰下げる場合は変更前支払開始日の1年3か月前応当日までかつ最終預入日までに申し出てください。

#### **第11条【支払開始日以降の支払回数の変更】**

支払開始日以後に、勤労者財産形成促進法施行令第13条の4第3項の規定等に基づき年金支払額を増額するために支払回数を変更するときは、変更後の支払日の3か月前の応当日の前日までに、当行所定の書面により取引店に申し出てください。ただし、この支払回数の変更は1回に限ります。

また、変更により総支払回数が21回未滿となる場合には、変更することはできません。

#### **第12条【証書の有効期間】**

この規定によりお預りした預金の支払が完了した場合は、この証書は無効となりますので直ちに取引店に返却してください。

以上

### **<財形住宅預金規定>**

#### **第1条【契約の成立】**

当行は、お客様から当行所定のこの預金の申込書の提出を受け、当行がこれを承諾したときにこの預金に係る契約が成立するものとします。

#### **第1条の2【預入れの方法等】**

- (1)この預金は、勤労者財産形成住宅貯蓄非課税制度の適用をうけ、5年以上の期間にわたって、年1回以上一定の時期に事業主が預金者の給与から天引して預入れるものとします。
- (2)この預金には、預入れ期間中に支払われる勤労者財産形成給付金および勤労者財産形成基金給付金を、給付金支払機関または事業主を通じて預入れできるものとします。
- (3)この預金の預入れは1口100円以上とします。
- (4)この預金については、証書を発行し、預入れの残高を年1回以上書面により通知します。

#### **第2条【預金の種類、とりまとめ継続方法】**

- (1)この預金は、1口の自由金利期日指定定期預金としてお預かりします。ただし、あらかじめ支払目標日を設定した場合には、預入日から支払目標日までの期間が1年未滿のときは、1口毎に支払目標日を満期日とする自由金利型定期預金(M型)としてお預りします。
- (2)この預金は、最長お預り期限にその元利金の合計額をもって、また最長お預り期限に預入れ

がある場合は、これを合算した金額をもって前回と同じ自由金利期日指定定期預金に自動的に継続します。

(3)前項の継続にあたり、最長お預り期限を同一とする複数の預金がある場合は、それぞれの預金の元利金をまとめて1口の自由金利期日指定定期預金に自動的に継続します。

(4)継続された預金についても前2項と同様とします。

(5)継続を停止するときは、最長お預り期限までにその旨を取引店に申出てください。

### 第3条【預金の支払方法】

(1)この預金の元利金全部の支払は、持家として住宅を取得するための対価に充てるときに支払います。

(2)前項による払出しをする場合には、住宅の取得の日から1年以内に、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印し、この証書とともに住宅の登記簿謄本等の所定の書類(またはその写し)を取引店へ提出してください。

(3)この預金の一部を、持家としての住宅を取得するための頭金に充てるときは、残高の90%を限度として1回に限り支払います。

(4)前項による払出しをする場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印し、この預金の証書とともに住宅建設工事請負契約書等の所定の書類の写しを取引店へ提出してください。また、この場合には、一部払出し後2年以内かつ住宅取得日から1年以内に、残額の払出しをするものとします。

### 第4条【利息】

(1)この預金の利息は、次のとおり計算します。

#### ①預入金額ごとの預金が自由金利期日指定定期預金の場合

預入金額ごとにその預入日(継続をしたときはその継続日)から満期日の前日までの日数(以下「約定日数」という。)について、預入日(継続をしたときはその継続日)現在における次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法により計算します。

##### A. 1年以上2年未満

当行の店頭に掲示する「2年未満」の利率

##### B. 2年以上

当行の店頭に掲示する「2年以上」の利率(以下「2年以上利率」という。)

#### ②預入金額ごとの預金が自由金利型定期預金(M型)の場合

預入金額ごとにその約定日数について、預入日における当行の店頭に掲示する利率によって計算します。

③前①、②の利率は原則として毎週第一営業日にそれぞれ変更します。この場合、新利率は、変更日以後に預入れられる金額についてその預入日(すでに預けられている金額については、変更日以後最初に継続される日)から適用します。

(2)この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支

払います。

(3) 当行がやむをえないものと認めて満期日前にこの預金を解約する場合、各取引に共通する規定第9条第2項および第3項の規定により解約する場合、その利息は次のとおり計算し、この預金とともに支払います。

① 預入金額ごとの預金が自由金利期日指定定期預金の場合

預入金額ごとに預入日（継続したときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。)によって1年複利の方法により計算します。

- A. 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- B. 6か月以上1年未満 2年以上利率×40%
- C. 1年以上1年6か月未満 2年以上利率×50%
- D. 1年6か月以上2年未満 2年以上利率×60%
- E. 2年以上2年6か月未満 2年以上利率×70%
- F. 2年6か月以上3年未満 2年以上利率×90%

② 預入金額ごとの預金が自由金利型定期預金(M型)の場合

預入金額ごとの預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。)によって計算します。

- A. 6か月未満  
解約日における普通預金の利率
- B. 6か月以上1年未満  
上記(1)②の適用利率×50%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

### 第5条【預金の解約】

やむを得ない事由により、この預金を第3条による支払方法によらずに解約する場合は、この預金のすべてを解約することとし、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この証書とともに取引店へ提出してください。

### 第6条【税額の追徴】

この預金の利息について、次の各号に該当したときは、非課税の適用が受けられなくなるとともに、すでに非課税で支払済の利息についても5年間（預入開始日から5年未満の場合は預入開始日まで）にわたり遡って20.315%（国税15.315%、地方税5%）により計算した税額を追徴します。

- ① 規定第3条によらない払出しがあった場合。
- ② 規定第3条による一部払出後2年以内に残額を払出さなかった場合。
- ③ 規定第3条による一部払出後2年以内に住宅取得日から1年を経過して残額の払出しがあった場合。ただし、預金者の死亡、重度障害による払出しの場合は除きます。

### 第7条【差引計算等】

(1)規定第6条第2号の事由が生じた場合には、当行は事前の通知および所定の手続を省略し、次により税額を追徴できるものとします。

A. 規定第6条第2号の事由が生じた日に、この預金を解約のうえ、その元利金から税額を追徴します。

B. この預金の解約元利金が追徴税額に満たないときは、直ちに取引店に支払ってください。

(2)前項により解約する定期預金の利率はその約定利率とします。

#### **第8条【転職時等の取扱い】**

転職、転勤、出向により財形住宅貯蓄契約に基づく、この預金の預入ができなくなった場合には、当該事実の生じた日から6か月以内に所定の手続きにより、新たな取扱金融機関において引続き預入することができます。

#### **第9条【非課税扱いの適用除外】**

この預金の利息について、次の各号に該当したときは、その事実の生じた日以後支払われる利息については、非課税の適用はうけられません。

(1)規定第1条の2第1項ならびに2項による以外の預入があった場合。

(2)定期預入が2年以上されなかった場合。

(3)非課税貯蓄申込書の預入限度額を越えて預入があった場合。

#### **第10条【預入金額の変更】**

預入金額の変更をするときは、当行所定の書面によって取引店に申し出てください。

以 上